

給水装置工事事業者指定申請時確認様式

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

郵便番号、住所 **江別市萩ヶ岡 1 番地 4**

氏名又は名称 **株式会社 〇〇設備**

代表者氏名 **代表取締役 江別 太郎**

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

メールアドレス **〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇**

ホームページへの
公開の可否を記入
して下さい。

1. 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1) 休業日、営業時間 (修繕対応時間もご記入ください。)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)
休業日 : 日・祝日 営業日 : 月～土 修繕対応時間: 8時～17時 年末年始・お盆・GW休み有	
(2) 漏水等修繕対応の可否 (該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 ・ <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 ・ 凍結修繕 ・ 不可 その他 (<input type="checkbox"/> 工事に対応していない場合は不可へ印を記入して下さい。)	
(3) 対応工事種別 (新設・改造 等): 該当部に○をつけて下さい。(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター (<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ 改造 ・ 不可) 水道メーター ～ 宅内給水装置 (<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ <input checked="" type="radio"/> 改造 ・ 不可)	
工事に対応していない場合は不可へ印を記入して下さい。	
(4) 工事等依頼連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)	
(5) 緊急連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (当番携帯) (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)	
(6) その他 日曜日は当番にて緊急修理受付 (8時～17時) 緊急連絡先電話番号直通 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)	

※ 公表には、ホームページ等への

※ 業務内容に変更が生じた場合は

休日等の修繕対応等あれば記載して下さい。

します。

2. 江別市 (水道事業者等の連携による広域開催も含む) が実施している指定給水装置工 事事業者講習会の受講実績 (過去 5 年以内)

受講年月日	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可)
令和 2 年 1 月 31 日 ・ 未受講	
(未受講の場合、その理由) ※ 非公表	

※ 受講を証明する書類 (受講証等) の写

※ 更新申請時のみご記入ください。

未受講の場合、理由を記載して下さい。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
江別 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和1年12月5日
野幌 次郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和2年1月20日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修の場合は研修内容を記載して下さい。（受講を証明する書類は不要）

- ※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。
- ※ 更新申請時のみご記入ください。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの配水管の敷設工事を行う場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせるおそれがある者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者の実施に監督させること。

工事を施工しない場合はチェック欄にレ点

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

雇用関係又は下請け等も含み給水装置工事に従事した者を記載する。

技能者の氏名 (公表対象外)	付帯業務の経験も有しているか (○×を記入)	給水管の接ぎの経験も有しているか (○×を記入)	資格を有しているか (○×を記入)	保有している資格等※	工事年度
江別 太郎	○	○	○	講習会修了者	H30
野幌 次郎	○	○	○	検定会合格者	R1
社員 A	○	○	×		
上記の者の公表の可否(公表には、公表の旨等の掲載を含みます。)					
<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					

資格を有していなくても、業務経験を有していれば記載する。

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※ 以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- 水道事業者等によって行われた試験や講習により取得した資格(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

- ※ 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- ※ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。
- ※ 更新申請時のみご記入ください。